

生駒市規則第 17 号

生駒市福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市福祉センター条例施行規則（平成 2 年 6 月生駒市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「センター使用」を「センターの使用」に、「）を」を「）に、指定管理者が必要と認める書類を添えて」に改め、同条第 2 項中「1 月前から 7 日前まで」を「2 月前から前日まで」に改める。

第 5 条第 3 項中「7 日前」を「前日」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。